

令和7年度第1回 山鹿市地域公共交通活性化協議会資料

(報告1)山鹿市の公共交通の現状について

- 路線バス(2事業者・16系統)

熊本市、菊池市、大津町、玉名市、和水町、南関町方面

- タクシー(6事業者)

- あいのりタクシー(4エリア)

- 定時定路線ジャンボタクシー(1系統)

鹿北道の駅～山鹿バスセンター

路線バス/あいのリタクシー(定時定路線)

山鹿バスセンターを中心に、熊本市、菊池市、
大津町、玉名市、南関町を結ぶ運行

●九州産交バス株式会社 8系統

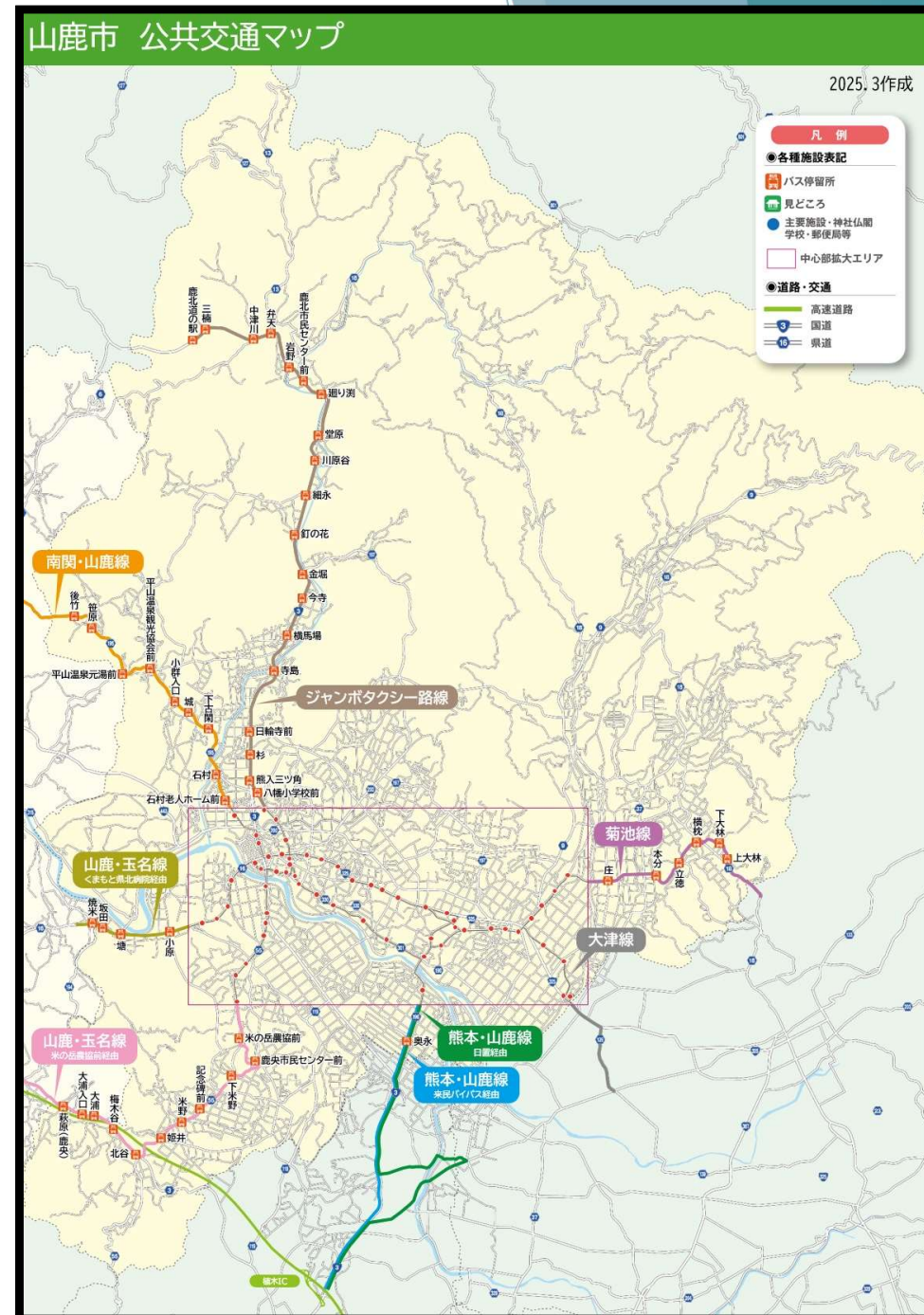
主な行先:熊本市方面

●産交バス株式会社 8系統

主な行先:菊池市、大津町、玉名市、
南関町方面

◆ジャンボタクシー 1系統(市内タクシー事業者)

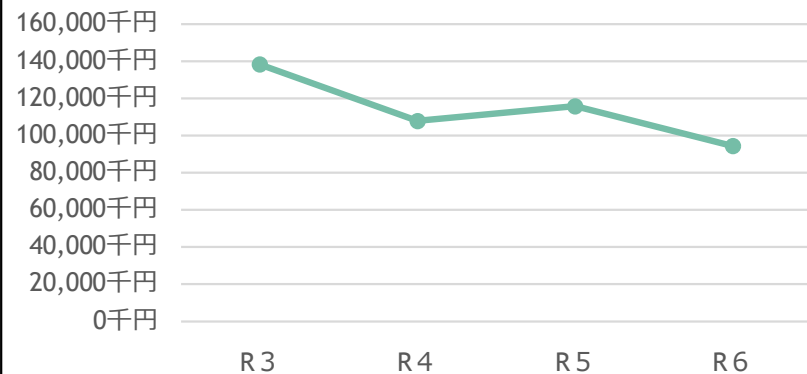
鹿北道の駅～山鹿バスセンター



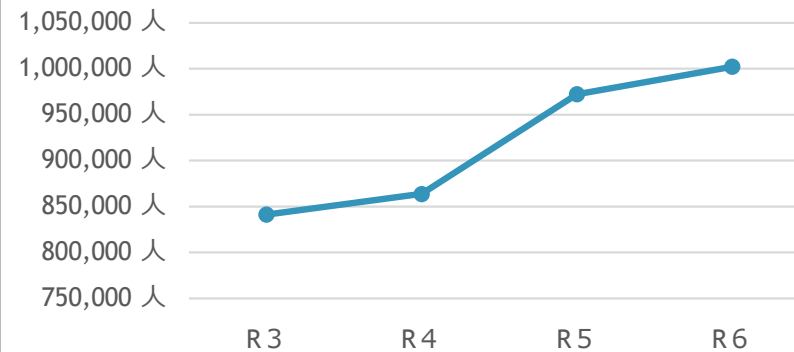
路線バス運行実績

	R 3	R 4	R 5	R 6
市補助額	138,376千円	107,899千円	115,778千円	94,404千円
利用人数	841,278 人	863,728 人	972,288 人	1,002,364 人
系統数	19系統	17系統	17系統	16系統

市補助額



利用人数



あいのりタクシー

山鹿・鹿本市街地と4地域
(山鹿・鹿北・菊鹿・鹿央)を
結ぶ運行

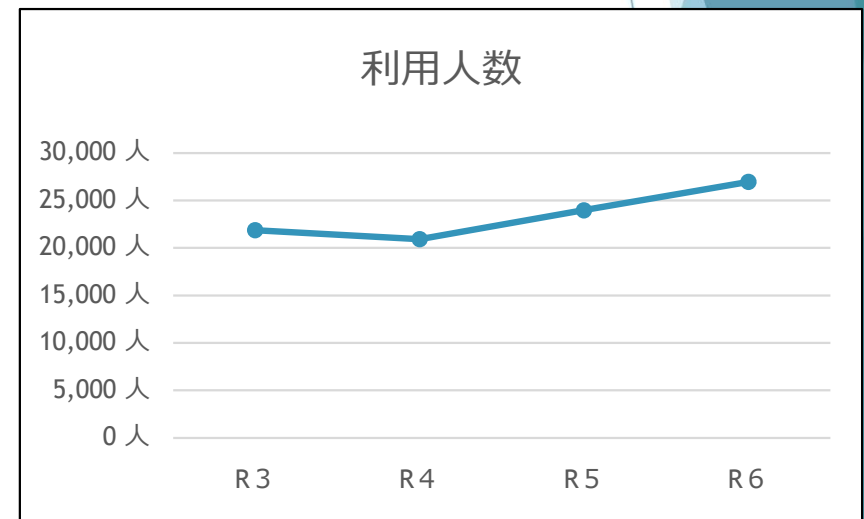
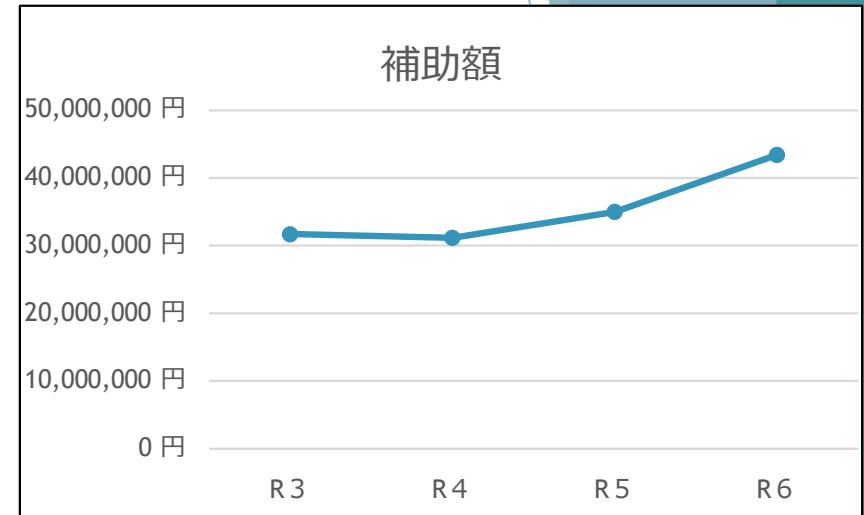
月曜日から土曜日まで1日10便

- A:山鹿チヨマツ号
- B:鹿北たけんこ号
- C:菊鹿あんず号
- D:鹿央キンカン号



あいのりタクシー運行実績

	R3	R4	R5	R6
運行経費	37,547,000 円	36,843,870 円	42,700,290 円	52,933,480 円
補助額	31,699,000 円	31,162,000 円	34,990,000 円	43,429,000 円
利用人数	21,875 人	20,936 人	23,990 人	26,969 人
1人当たり補助額	1,449 円	1,488 円	1,459 円	1,610 円
1人当たり支払額	267 円	271 円	323 円	354 円
運行台数	11,870 台	11,253 台	12,771 台	14,695 台
あいのり率	1.84人/台	1.86人/台	1.88人/台	1.84人/台
収支率	15.57%	15.42%	18.16%	18.04%
補助率	84.42%	84.58%	81.94%	82.04%

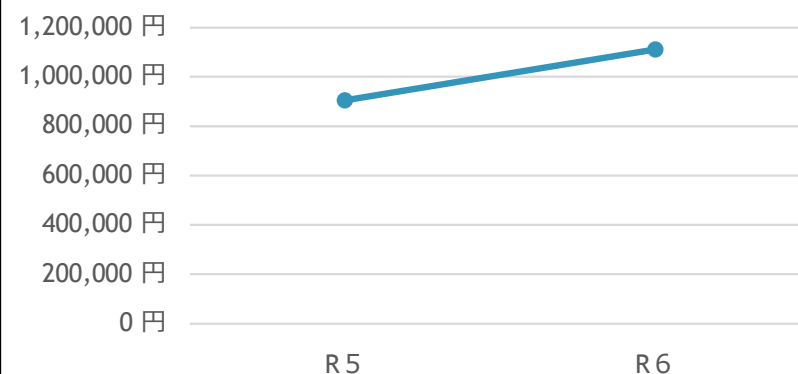


定時定路線ジャンボタクシー運行実績

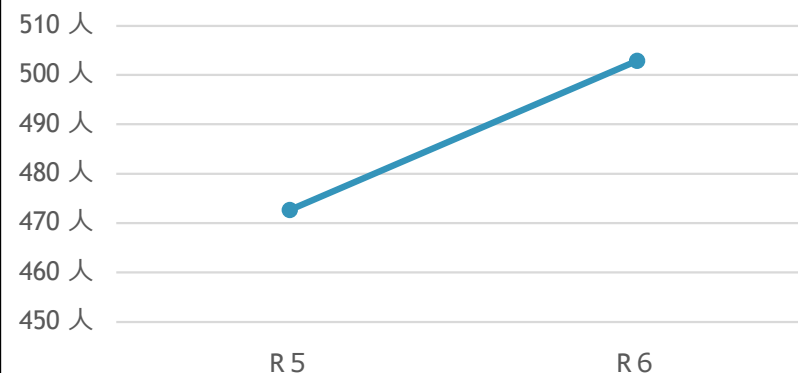
鹿北道の駅と山鹿バスセンターを結ぶ運行
月曜日から土曜日まで1日6便

	R5	R6	1月当たりの比較	
			R5	R6
運行経費	5,952,710 円	14,432,500 円	992,118 円	1,202,708 円
補助額	5,428,750 円	13,343,000 円	904,792 円	1,111,917 円
利用人数	2,836 人	6,035 人	473 人	503 人
運行台数	925 台	1,862 台	154 台	155 台
乗合率	3.07%	3.24%	—	—
1人当たり補助額	1,914 円	2,211 円	—	—
1人当たり支払額	182 円	180 円	—	—
収支率	8.68%	7.51%	—	—
補助率	91.20%	92.45%	—	—
運行月数	6か月	12か月	—	—

1月当たりの補助額



1月当たりの利用人数



(報告2)令和6年度の取り組みについて

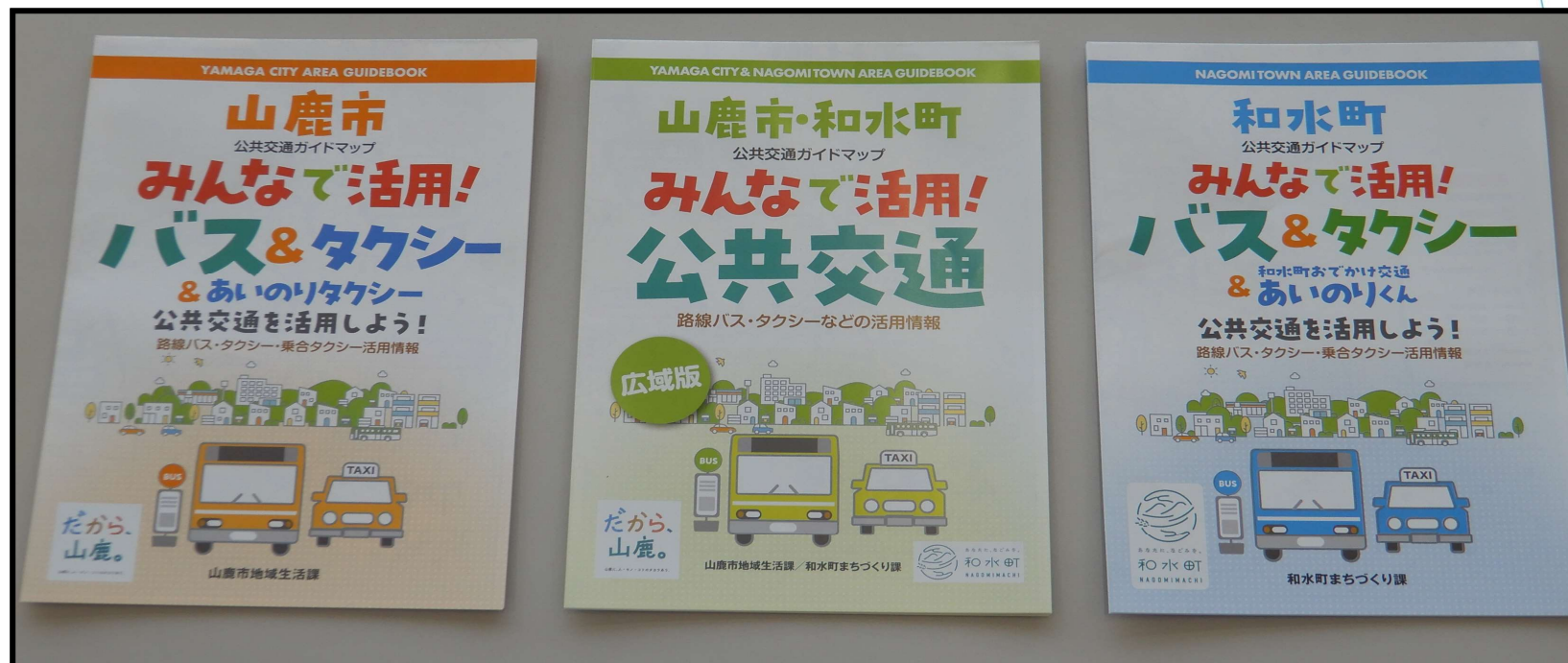
1 あいのりタクシー予約配車システムの導入

- ・ 委託先：株式会社 R E A
(クラウド型 A I 乗合配車システム N o r u u u)
- ・ 運用開始：令和 7 年 2 月 1 0 日から
- ・ 配車システム及びコールセンターの運用業務を委託
- ・ 事業費：17,413 千円（うち導入費 16,148 千円、コールセンター 1,265 千円）



2 山鹿市・和水町定住自立圏広域公共交通マップの作成

- ・ 委託先：復建調査設計株式会社
- ・ 広域マップ及び山鹿市マップ、和水町マップの作成を委託
- ・ 事業費：4,479千円



(報告3)運賃協議分科会の設置について

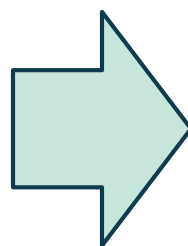
令和5年4月に改正された道路運送法の施行に伴い、令和5年10月1日以降、運賃等の協議を行うにあたり、道路運送法第9条第4項で規定する協議会において、協議を行う必要があります。

そのため、山鹿市地域公共交通活性化協議会の分科会として「山鹿市運賃協議分科会」を設置しています。

改正前

●山鹿市地域公共交通活性化協議会において協議

※運賃以外の項目は引き続き地域公共交通活性化協議会で協議



改正後

●運賃協議のための協議会で協議「運賃協議分科会」を設置

●事前に住民や利用者等の意見を聴取し協議に反映

※市公式ホームページ等で事前に意見を募集

一般乗合旅客自動車運送事業の（運賃）協議会について

- 一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃制度について、協議を行う構成員が重要であることに鑑み、独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義が生じないよう、運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者のみが協議に参加することとした
- また、上記協議の前に、住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置を講ずることを規定した

これまで

【地域公共交通会議又は活性化協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

旧 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者が、旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、運賃等について関係者間の協議が調ったときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。

施行規則 9条の2 概要

法第9条第4項の協議が調ったときは、地域公共交通会議又は（活性化）協議会において協議が調っているときとする。

令和5年10月1日以降

【公聴会の開催等※により、住民等の意見を聞く】

※パブリックコメント募集、市政広報紙、地域住民へのアンケート調査、事業者や事業者団体へのヒアリング実施などを想定

新 道路運送法 9条5項概要

市町村又は都道府県は、前項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

【協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

新 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線等に係る運賃等について協議が調ったときは、協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。

- 一 市町村又は都道府県
- 二 当該一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 地方運輸局長
- 四 市町村の長（又は知事）が住民の意見を代表する者として指名する者

(運賃) 協議会の進め方の例について

○開催方法

- ・一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃は、道路運送法第9条第4項に規定する協議会（以下、「運賃協議会」とする。）において協議を行う必要があります。
- ・運賃協議会の設置方法について、例えば以下の方法が考えられます。
地域公共交通会議の要綱に
 - ①「乗合旅客運送の運賃・料金に関する事項は別に定める構成員にて協議を行う」旨の規定の追加
 - ②「運賃協議分科会」や「運賃協議WG」にて協議を行う旨の規定の追加その他、運賃協議会を新たに設置する方法などが考えられます。
- ・独禁法に抵触しないよう構成員を限定して、地域公共交通会議とは別に開催する必要があります。
※地域公共交通会議と連続して協議を行う場合でも、地域公共交通会議の構成員を退室又は別室で行うなどの留意が必要です。また、地域公共交通会議の開催前に構成員のみで協議を行う方法も考えられます。
※複数事業者の運賃を協議する場合は、独禁法に抵触しないように1事業者毎に協議が必要となります。

○住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置について

・法令上の公聴会は例示にすぎないため、住民、利用者、利害関係者へ広く意見を求める手法であれば、以下の方法での意見聴取も可能です。

（例） ※（ ）内は想定する対象者

- ①パブコメ（住民、利用者、利害関係者）
 - ②市政広報誌（住民、利用者、利害関係者）
 - ③自治会への説明会（住民、利用者）
 - ④業界団体を通じた事業者説明（利害関係者）
- ①と②はいずれかを実施、③と④は併せて実施。※①or②or③+④

【その他】

- ・ホームページへ意見募集の掲載
- ・地域住民に対するアンケート調査 等

○その他

- ・道路運送法の手続きにおいて、「協議会において協議が調った書類（以下、「証明書」。）」を提出いただくところですが、運賃協議会で協議が調った事項についても証明書を作成いただき、運賃及び料金の設定（変更）届出に添付下さい。
※事業計画や運行計画についての証明書とは別に協議運賃についての証明書を作成いただくイメージです。

(議題1)山鹿市地域公共交通計画の数値指標の評価について

指標	評価時期	計画策定時	R6	R10（目標）	備考
都市拠点と地域拠点のアクセス	毎年度	4箇所	4箇所	4箇所	
交通空白地の箇所数	毎年度	0箇所	0箇所	0箇所	
70歳以上の高齢者の地域公共交通利用率	最終年度	3.3%		7%	
路線バスの年間利用者数	毎年度	950,960 人	1,002,364 人	951,000 人	前年度10月から当該年度9月までの実績
あいのりタクシーの年間利用者数	毎年度	20,936 人	26,969 人	27,000 人	
鹿北ジャンボタクシーの年間利用者数	毎年度	6,292 人	6,035 人	6,300 人	
路線バスに係る補助金額	毎年度	91,315 千円	94,404 千円	91,000 千円	
あいのりタクシーに係る財政負担額	毎年度	31,162 千円	43,429 千円	31,000 千円	
あいのりタクシーの収支率	毎年度	15.40%	18.04%	25%	
鹿北ジャンボタクシーに係る財政負担額	毎年度	12,573 千円	13,343 千円	13,000 千円	
鹿北ジャンボタクシーの収支率	毎年度	8.70%	7.51%	9%	
市民の地域公共交通の利用率（市全体）	最終年度	10.7%		16%	
市民以外の市内での地域公共交通利用率	最終年度	4.8%		7%	
地域公共交通サービスの満足度	最終年度	34.8%		40%	
市民の地域公共交通の利用意向（市全体）	最終年度	28.3%		35%	
地域公共交通による周辺市町との結びつき	毎年度	6市町	6市町	6市町	熊本市、菊池市、大津町、玉名市、和水町、南関町

(議題2)山鹿市あいのリタクシーの乗降場見直しについて

利便性の向上を図るため、病院・スーパー等の乗降場新設及び店舗名変更に伴う名称変更、廃業等に伴う廃止など、乗降場の見直し

地域	変更前	変更後	備考
山鹿・鹿本市街地	4 9 箇所	6 5 箇所	増設 1 7 ・ 廃止 1 名称変更 6
山鹿地域	9 箇所	1 0 箇所	増設 3 ・ 廃止 2
鹿北地域	1 6 箇所	1 9 箇所	増設 3 ・ 名称変更 2
菊鹿地域	2 0 箇所	2 3 箇所	増設 3 ・ 名称変更 2
鹿央地域	1 5 箇所	1 5 箇所	増設 1 ・ 廃止 1

山鹿・鹿本市街地指定乗降場 (増設・廃止)

番号	区分	名称	住所	備考
①	増設	星田内科医院	山鹿市熊入町123-3	医療機関
②	増設	佐藤泌尿器科クリニック	山鹿市新町204	医療機関
③	増設	大坪内科呼吸器科医院	山鹿市昭和町408	医療機関
④	増設	井上産婦人科医院	山鹿市大橋通503-1	医療機関
⑤	増設	前原耳鼻咽喉科医院	山鹿市昭和町605	医療機関
⑥	増設	さがわ医院	山鹿市山鹿1408-4	医療機関
⑦	増設	うちだ内科医院	山鹿市山鹿343	医療機関
⑧	増設	ドラッグストアコスモス桜町店	山鹿市山鹿629-3	スーパー
⑨	増設	吉里医院	山鹿市古閑1075-9	医療機関
⑩	増設	マイライフプラス山鹿店	山鹿市古閑1027-1	スーパー
⑪	増設	熊本第一信用金庫山鹿来民支店	山鹿市古閑1023-5	金融機関
⑫	増設	やまがクリニック	山鹿市方保田3643-1	医療機関
⑬	増設	ドラッグストアコスモス鹿本店	山鹿市鹿本町御宇田661	スーパー
⑭	増設	桑木内科	山鹿市鹿本町御宇田650	医療機関
⑮	増設	中川医院	山鹿市鹿本町御宇田446	医療機関
⑯	増設	平井藤岡医院	山鹿市鹿本町来民495-1	医療機関
⑰	増設	ベスト電器熊本山鹿店	山鹿市鹿本町中富50	小売業 ロッキー鹿本店より移設
48	廃止	ロッキー鹿本店	山鹿市鹿本町中富52	閉店

山鹿・鹿本市街地指定乗降場 (名称変更)

番号	区分	名称	住所	備考
②	名称変更	JAかもと夢大地食彩館	山鹿市熊入町139	旧名称:食彩館山鹿店
⑩	名称変更	三森循環器科・呼吸器科病院	山鹿市大橋通1204	旧名称:三森病院
⑫	名称変更	徳永内科小児科クリニック	山鹿市山鹿1478-2	旧名称:徳永循環器科内科医院
⑰	名称変更	中村眼科	山鹿市山鹿992-8	旧名称:たなか眼科医院
②⑤	名称変更	肥後銀行山鹿支店(山鹿東支店)	山鹿市鹿校通3丁目1-48	旧名称:肥後銀行山鹿東店
④③	名称変更	アタックス鹿本店	山鹿市鹿本町来民715	旧名称:アタックススマート鹿本店

山鹿・鹿本市街地指定乗降場



山鹿地域指定乗降場 (増設・廃止)

番号	区分	名称	住所	備考
①	増設	三玉地区公民館	山鹿市久原3007-4	公的機関
②	増設	三玉郵便局	山鹿市久原5451-1	金融機関
③	増設	豊デンタルクリニック	山鹿市蒲生1553-1	医療機関
7	廃止	JAかもと山鹿支所北取次店	山鹿市津留61	閉所
8	廃止	横手医院	山鹿市津留2086	閉院

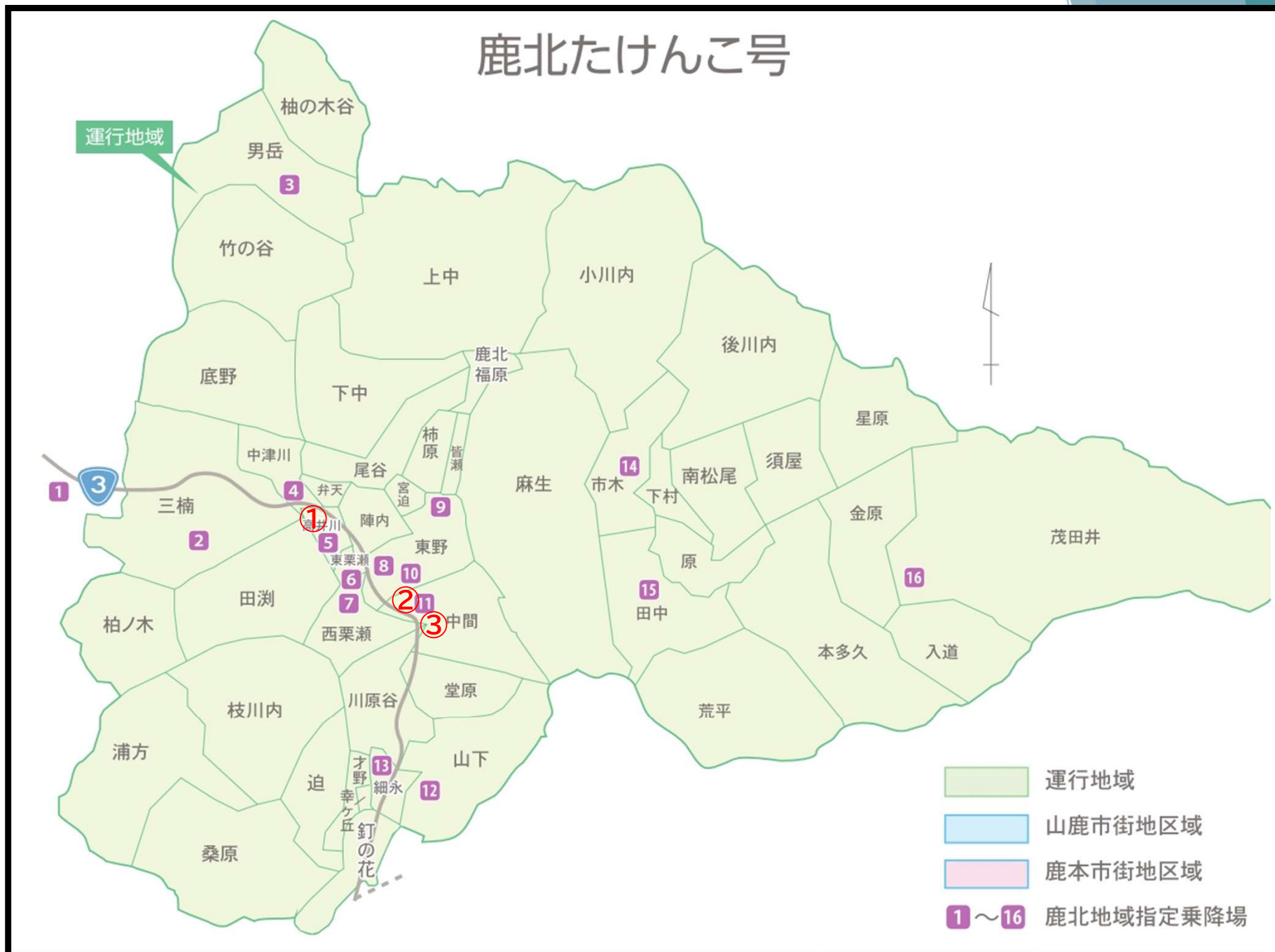
山鹿チヨマツ号



鹿北地域指定乗降場 (増設・名称変更)

番号	区分	名称	住所	備考
①	増設	鹿本森林組合売店	山鹿市鹿北町岩野5299-6	小売業
②	増設	小林歯科医院	山鹿市鹿北町四丁1632-1	医療機関
③	増設	高山治療院	山鹿市鹿北町四丁1121-3	施術所
⑪	名称変更	コンビニ&スーパーのなか	山鹿市鹿北町四丁1436	旧名称:フレッシュマートのなか
⑮	名称変更	JAかもとYショップ岳間取次店	山鹿市鹿北町多久1383-3	旧名称:JA鹿本岳間取次店

鹿北たけんこ号



菊鹿地域指定乗降場 (増設・名称変更)

番号	区分	名称	住所	備考
①	増設	大川内歯科	山鹿市菊鹿町下内田627-3	医療機関
②	増設	木下歯科医院	山鹿市菊鹿町下内田598-1	医療機関
③	増設	JAかもと菊鹿支所	山鹿市菊鹿町下内田390	金融機関
⑤	名称変更	JAかもとYショップ内田店	山鹿市菊鹿町上内田584-1	旧名称:堀川商店街
⑪	名称変更	菊鹿郵便局	山鹿市菊鹿町下内田568	旧名称:島田商店街

菊鹿あんず号



鹿央地域指定乗降場 (増設・廃止)

番号	区分	名称	住所	備考
①	増設	のがみ歯科医院	山鹿市南島1143-4	医療機関 JAかもと食彩館米田店より移設
1	廃止	食彩館米田店	山鹿市南島1151-1	閉店

鹿央キンカン号

運行地域
特例エリア
山鹿市街地区域
鹿本市街地区域
植木市街地区域
①～⑮ 鹿央地域指定乗降場
● 指定公民館

水辺プラザかもと

九州自動車道

玉名方面

舞尾

一木

山鹿方面

熊本市北区役所

3箇所の指

内

植木市街地区域

(千田)

植木市

(千田地区のみの運行です)

3箇所の指定乗降場から乗車できます。

本市北区役所 2 熊本市立植木病院 3 林